

総務専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	28-1	010101040101	総務	防犯協会	6	関係する警察署が3署(佐久・臼田・望月)になる。 4市町村の協会役員の構成に差異がある。	合併後、新市一本の防犯協会として組織化を図る。関係する防犯協会連合会に加盟する。	組織案 会長 市長 副会長 防犯指導員会長、区長会長 参与 警察署長(佐久、臼田、望月) 議会議長 会計監事 収入役、消防団長 当面、防犯指導員数は現状で存続し、設置基準を定め、見直す。 参考 県警では、合併担当の部署を設置し、警察署再編の基本方針の策定を進めている。
2	28-1	010101040103	総務	防犯灯(街灯)新設、修理	7	器具新設修理については行政で負担している。 電球の支給方法に相違がある(佐久市は市で購入支給、臼田町・浅科村・望月町(一部)は区の負担)。	器具設置修理は新市で負担し、電球も支給する。	新設、修理...区長からの申請で確認後、市で発注し実施する。 電球...防犯の推進のため、市で一括購入し必要に応じて支給する。 電気代...区の負担とする。 新設工事費 25,000円×200力所=5,000,000円 修繕料 11,000円×400力所=4,400,000円 消耗品費 電球51円×12,000個+蛍光管140円×700本=710,000円 合計10,110,000円
3	28-1	010101070101	総務	広報発行	8	各市町村の発行日、回数、編集方法等に差異がある。	合併時、広報充実のため月2回(うち1回はお知らせ版)発行する。	1.名称 新市の名称 2.発行回数 2回/月、内1回はお知らせ版 3.部数 34,000部 編集方法等、事務方法は佐久市の例による。
4	17	030101030101	総務	防犯灯電気料負担金	9	4市町村間で全額町負担(臼田町)から一部補助(佐久市、浅科村、望月町)と取り扱いに差異がある。	合併時、電気料は全額区の負担とするため廃止とするが、区への補助金の中で考慮する。	(参考) 防犯灯・街灯電気料(区運営費算入分) 2,200円÷平均5戸×1/2=220円
5	17	030101030104	総務	防犯協会補助金	10	4市町村とも同様に補助しているが、補助金算定根拠に差異がある。	合併時は現行どおりとし、新市発足後、速やかに新たな基準を設ける。	各地区組織への補助金は「人口割」「地区数割」にて算出し補助する。 女性部への補助枠を確保する。 防犯灯設置は新市で実施する。
6	25	050101020101	総務	森泉山財産組合	11	佐久市が財産組合に加入している。	合併時、新市として加入し、関係する町と一部事務組合として存続する。	構成市町村:佐久市 軽井沢町、御代田町 財産概要 ・山林 618.38ha ・立木 41,239? ・建物(事務所 鉄骨平屋カラー鉄板) 218.7m <sup>2</sup> ・有価証券 1,845,000円 ・基金 59,500,000円 ・預り金 30,000,000円

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
7	16	020102010101	財政会計	臼田館使用料	12	臼田町が単独で実施している。	合併時は現行使用料とし、合併後新市において他の会館使用料と整合を図る。	
8	28-1	010104010402	企画	ふるさと望月応援団	13	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとするが、事務局を民間主体の組織へ移行していく方向で検討する。	・商工会、NPO法人、ボランティアグループなどによる実施体制づくりをし、合併後2年以内に事務局を移管する。 ・「ふるさと望月応援団」規約、「ふるさと望月応援団」会員規則を改正する。
9	28-1	010104020101	企画	姉妹都市・友好都市・ゆかりのまち	14	佐久市・臼田町、望月町が実施している。	合併時、新市において引き継ぐ。	○姉妹都市 <佐久市> アバロン市 ○友好都市 <佐久市> 矢島町、静岡市、神津島町 <臼田町> 大船渡市、能代市、相模原市、内之浦町 <望月町> 甲南町 ○ゆかりのまち 交流都市 <佐久市> 川崎市宮前区 <臼田町> 岡崎市、函館市、川副町、津島町 *川副町、津島町については協定書が無いことなどから、交流の継続について検討する。
10	17	030104020201	企画	市町村人会補助金	15	臼田町・浅科村が補助金を交付している。	合併時、新市において各町村間の平準化を図り補助を継続するが、補助金は平成18年度をもって廃止とする。	1.各市町村は、それぞれの市町村人会へ、「佐久市人会」として組織の統一がなされるよう働きかける。 2.補助金は、合併時に各町村間の平準化を図り、会員1人当たり700円の補助額とし、各町村人会の会員数に応じ交付する。 合併時の補助金額 700人 × 700円 = 490,000円
11	9	010105010108	税務	法人市町村民税の賦課	16	佐久市・臼田町・浅科村と望月町とで均等割・法人税割の税率に相違がある。	合併時、均等割は標準税率に、法人税割は超過税率(13.5%)に統一する。	1.均等割については、標準税率を使用する。 平成15年度均等割税率の状況 佐久市 標準税率 臼田町 標準税率 浅科村 標準税率 望月町 超過税率 2.法人税割については、超過税率(13.5%)を使用する。 (制限税率 14.7%)(標準税率 12.3%) 平成15年度法人税割税率の状況 佐久市 超過税率 13.5% 臼田町 超過税率 13.5% 浅科村 超過税率 13.5% 望月町 超過税率 14.7%
12	9	010105010109	税務	軽自動車税の賦課	17	4市町村で納期に相違がある。	合併時、納期を統一する。	納期 5月16日から同月31日

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
13	9	010105010110	税務	軽自動車税の減免	18	4市町村とも同様に実施しているため問題なし。	地方税法、税条例の規定により 合併時、現行どおりとする。	1.要件 ・公益のため直接使用する軽自動車等 ・身体障害者・精神障害者等(その者と生計を一にする者)の軽自動車等1台 構造上、専ら身体障害者等が利用する軽自動車等 2.申請 納期限前7日前までに提出
14	9	010105010112	税務	入湯税の賦課	19	4市町村とも実施しているが、税率に差がある。	合併時、税率を統一する。	税率 (1)宿泊入湯客 150円 (2)日帰り入湯客 50円
15	9	010105010216	税務	土地の固定資産税賦課	20	4市町村とも同様に実施しているが、納期に差異がある。	合併時、納期を統一する。	納期 第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 11月16日から同月30日
16	9	010105010217	税務	家屋の固定資産税賦課	21	4市町村とも同様に実施しているが、納期に差異がある。	合併時、納期を統一する。	納期 第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 11月16日から同月30日
17	9	010105010218	税務	償却資産の固定資産税賦課	22	4市町村とも同様に実施しているが、納期に差異がある。	合併時、納期を統一する。	納期 第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 11月16日から同月30日
18	9	010105010219	税務	土地の都市計画税の賦課	23	佐久都市計画の構成市町村である佐久市・臼田町のうち、佐久市は都市計画税を賦課しているが臼田町は賦課していない。	新市において賦課する。	納期 第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 11月16日から同月30日 税率 0.2/100 浅科村・望月町は都市計画区域なし
19	9	010105010220	税務	家屋の都市計画税の賦課	24	佐久都市計画の構成市町村である佐久市・臼田町のうち、佐久市は都市計画税を賦課しているが臼田町は賦課していない。	新市において賦課する。	納期 第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 11月16日から同月30日 税率 0.2/100 浅科村・望月町は都市計画区域なし

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
20	9	010105010221	税務	特別土地保有税の賦課	25	4市町村とも実施しているが、納期及び面積要件に差異がある。	合併時、納期及び面積要件を統一する。	納税義務者の適用条件(面積要件) 都市計画区域を有する市町村 ..... 5,000㎡以上(佐久市・臼田町) 都市計画区域を有しない市町村 ..... 10,000㎡以上(浅科村・望月町) 浅科村・望月町は、合併に伴い「都市計画区域を有する市町村」に分類される 平成15年度から当分の間、課税停止である。
21	16	020105010101	税務	税務諸証明手数料	26	・4市町村とも同様に実施しているため問題点なし	合併時、現行どおりとする。	租税公課に関する証明 1件につき300円 所得及び資産に関する証明 1件につき300円 資産に関する公簿の閲覧及び複写 1件につき300円 土地図面の閲覧及び複写 1件につき300円 土地その他被害に関する証明 1件につき300円 住宅用家屋証明申請 1件につき1,300円
22	16	020105010201	税務	市町村税督促手数料	27	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	督促手数料 1通につき100円
23	16	020105010202	税務	納税証明交付手数料	28	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	交付手数料 1通につき300円
24	17	030105010103	税務	市町村法人会支部補助金	29	4市町村に支部があるが、佐久市・臼田町が補助を実施している。また、補助金額に差異がある。	合併時、支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。	
25	17	030105010104	税務	青色申告会補助金	30	4市町村に支部があるが、佐久市・臼田町・浅科村が補助を実施している。また、補助金額に差異がある。	合併時、支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。	
26	17	030105010105	税務	たばこ小売店組合補助金	31	4市町村が実施しているが、助成方法及び金額に差異がある。	合併時、たばこ販売協同組合の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。助成方法は補助金とする。	
27	17	030105010201	税務	佐久納税貯蓄組合連合会補助金	32	4市町村で実施しているが、支出科目及び補助金額に差異がある。	合併時、佐久納税貯蓄組合連合会の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。	
28	16	020106010101	情報化	佐久情報センター使用料	33	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
29	17	030106010102	情報化	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	34	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において実施する。	
30	28-1	010107010101	消防防災	地域防災計画	35	新市において策定する必要がある。	現行の各市町村の地域防災計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定する。	現行の各市町村の地域防災計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定する。 地域防災計画は、災害対策基本法第42条により防災基本計画に基づき作成されるもので、作成は市町村の責務とされている。 新市において策定する際には、資料の追加、本文の見直しを行う

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
31	28-1	010107010105	消防防災	応援協定	36	応援協定を締結している相手先との調整が必要となる。	現行の各市町村の応援協定については、新市の応援協定として引き継ぐ。	
32	28-1	010107010106	消防防災	防災行政無線	37	4市町村で運用方法、使用周波数に相違がある。	1. 各市町村の防災行政無線及び県防災行政無線については、合併時に統一を図る。 2. 防災高所監視カメラ及び河川監視カメラについては、合併時、新市に引き継ぐ。	各市町村の防災行政無線については、災害等緊急時の情報収集及び伝達用の通信手段として重要なので、合併時に統一する。 なお、同報系の戸別受信機を備えてある町村については、新市においてあり方を検討する。
33	28-1	010107020112	消防防災	消防団組織	38	4市町村の消防団組織と階級に差異がある。	合併時、消防団は新市の区域を管轄し、方面隊を編成し分団及び部並びに班をもって組織する。	・名称は、「佐久市消防団」とする。 ・階級は、消防組織法に基づき7階級とする。(団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員) ・組織は、団長1人、副団長7人(方面隊長兼務)及び分団・部・班とする。 ・本部にラッパ隊(ラッパ長・副ラッパ長・ラッパ班長)及び音楽隊(音楽隊長・副音楽隊長・音楽隊班長)をおく。なお、部長の導入は団と協議していくものとする。方面隊に方面ラッパ隊を設ける。 ・幹部は、班長以上とする。(消防組織法の消防団規則設置基準に基づく。) ・幹部の任期は2年とするが、重任性も可とする。 ・新消防団の具体的組織体制については、合併時までに団と協議し決定する。
34	28-1	010107020113	消防防災	消防団員数	39	新市における団員定数を定める必要がある。	各市町村が団員定数見直しの検討を行う中で、合併時に引き継ぐものとする。	合併後も類似団体や地域の実情を考慮し、団と協議を重ねながら団員定数の見直しを図っていく。
35	28-1	010107020117	消防防災	消防団員手当	40	佐久市・臼田町は手当、浅科村では手当及び交付金、望月町は交付金で支給しており金額に差異がある。	合併時、支給方法は手当とし、活動ごとに金額を統一して支給する。	訓練・災害等出動 1,000円/回 歳末警戒・家庭予防査察 1,100円/回 技術者手当 800円/年 機関員手当(自動車) 10,000円/年 機関員手当(可搬) 4,000円/年 新市ポンプ操法大会 1,000円×7日×選手数 郡・県ポンプ操法大会 1,000円×14日×選手数
36	25	040107020101	消防防災	消防委員会	41	佐久市・浅科村・望月町で設置している。	合併時、新市において設置する。	・消防委員会は消防の充分なる発達に資し、もって消防行政の円滑な運営を図ることが目的である。したがって、新市においても消防発展のため設置する。 ・委員数については、議員のうちから推薦4名 消防関係者5名(団長1名、副団長4名) 識見者4名の計13名とする。 ・報酬額は、非常勤特別職の報酬等の協議取扱いによる。